

入札公告の訂正

次のとおり、訂正いたします。

令和8年8月26日

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 小森 康正

1 公告日

令和8年8月19日

2 案件名

令和8～12年度 宮崎労働局業務用自動車賃貸借業務一式

3 訂正内容

入札説明書様式-4 性能等証明書及び仕様書別紙1のうち、一部項目を下記のとおり訂正します。

記

(1) 入札説明書様式-4 性能等証明書 冬季 スタッドレスタイヤ装着

訂正前：有の場合、夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを4本用意すること。シーズン毎の交換及びシーズンオフの保管については受託者が行うこと。

訂正後：有の場合、夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを4本用意すること。シーズン毎の交換及びシーズンオフの保管については別途労働局と協議する。

(2) 仕様書別紙1 冬季 スタッドレスタイヤ装着

訂正前：有の場合、夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを4本用意すること。シーズン毎の交換及びシーズンオフの保管については受託者が行うこと。

訂正後：有の場合、夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを4本用意すること。シーズン毎の交換及びシーズンオフの保管については別途労働局と協議する。

以上

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和8年8月19日

支出負担行為担当官宮崎労働局総務部長 小森 康正

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名
令和8年～12年度 宮崎労働局業務用自動車賃貸借業務一式
- (2) 調達件名の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間又は履行期限
令和9年4月1日から令和13年3月31日までの48月
- (4) 履行場所
支出負担行為担当官が指定する場所
- (5) 入札方法
本件は、価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式による入札とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 電子調達システムの利用
本案件は、原則、電子入札によることとし、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムにより難しい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り紙による入札を認める。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」でA、B、C又はDの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、入札書提出期限の直近2年間（労働者災害補償保険及び雇用保険については、直近2保険年度）の保険料の滞納がないこと。
- (7) 入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令（※）に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがないこと。
※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
- (8) 開札日時時点で厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 入札参加者は、入札者の提出をもって『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める者であること。
- (10) 過去1年以内に、宮崎労働局の所管した受託事業において、以下のいずれかに該当し、信頼関係を築くことが困難であつて当該受託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。
ア 契約書に基づき、受託者の責において、事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと。
イ 契約書に基づき、監督を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと。
ウ 契約書に基づき、契約者からの報告書等の提出を求められたにもかかわらず、期日までに回答をしない又は回

答が不十分など誠実に対応しなかったこと。

エ 契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務の未履行のために不合格となったこと。

- (11) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。

3 競争執行の場所及び日時等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒880－0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階
宮崎労働局総務部総務課会計第一係 電話 0985－38－8820
宮崎労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/>
「お役立ち情報」→「調達・売払情報」→「入札情報」→「2026年度」
電子調達システムのURL <https://www.p-portal.go.jp>
- (2) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記3（1）に同じ
- (3) 入札説明書交付期間
令和8年8月19日（水）から令和8年9月7日（月）まで
- (4) 競争参加資格確認関係書類の受領期限及び提出場所
受領期限 令和8年9月7日（月）17時00分
提出場所 3（1）に同じ
- (5) 入札書の受領期限及び提出場所
受領期限 令和8年9月7日（月）17時00分
提出場所 3（1）に同じ
- (6) 開札の日時及び場所
日時 令和8年9月8日（火）10時00分
場所 宮崎労働局総務部総務課会議室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加する者は、あらかじめ、宮崎労働局の交付する仕様書を受け、仕様内容に応じた契約を締結できるようにすること。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者、その他入札の条件に違反した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要。
- (6) 落札者の決定方法
入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者のうち、競争参加資格及び仕様書の要求要件を全て満たし、入札説明書において明らかにした性能等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であつて、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で総合評価点が最も高い者をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無
無
- (8) その他
詳細は入札説明書による。

入 札 説 明 書

「令和 8 ～ 1 2 年度 宮崎労働局業務用自動車賃貸借業務 一式」の入札については、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 宮崎労働局総務部長 小森 康正

2 競争入札に付する事項

(1) 調達件名

令和 8 ～ 12 年度 宮崎労働局業務用自動車賃貸借業務 一式

(2) 履行期間又は履行期限

令和 9 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(3) 履行場所

仕様書による

(4) 入札方法

ア 本件は、価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式による入札とする。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 % に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者は、仕様書等を示す業務に係る経費のほか、契約履行に要する人件費及び一切の諸経費を含めた金額の総額（以下「総価」という。）を入札金額とする。

ウ また、入札金額の内訳を記載した入札内訳書を提出すること。

エ 契約金額は、入札内訳書に記載した総価による。

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

3 電子調達システムの利用について

本案件は、原則、電子入札によることとし、電子調達システムで行う。

なお、電子調達システムによりがたい者は、当局に書面により申し出た場合に限り、紙入札方式によることができる。

なお、電報、F A X 及び電子メールによる提出は認められない。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

- (3) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」でA、B、C又はDの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、入札書提出期限の直近2年間（労働者災害補償保険及び雇用保険については、直近2保険年度）の保険料の滞納がないこと。
- (7) 入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令（※）に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがないこと。
- ※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
- (8) 開札日時で厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 入札参加者は、入札者の提出をもって『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める者であること。
- (10) 過去1年以内に、宮崎労働局の所管した受託事業において、以下のいずれかに該当し、信頼関係を築くことが困難であつて当該受託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。
- ア 契約書に基づき、受託者の責において、事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと。
- イ 契約書に基づき、監督を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと。
- ウ 契約書に基づき、契約者からの報告書等の提出を求められたにもかかわらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかったこと。
- エ 契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務の未履行のために不合格となったこと。
- (11) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。

5 入札に関する質問

- (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、書面により提出すること。
書面の様式は任意とし、提出期限、提出先及び提出方法は以下のとおりとする。
- ア 提出期限
令和8年9月1日（火）17時00分
- イ 提出先
〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階
宮崎労働局総務部総務課会計第一係
電話番号：0985-38-8820

メールアドレス：miyazakikaikei@mhlw.go.jp

ウ 提出方法

郵送、持参又はメールによって提出すること。

- (2) 質問に対する回答は、「入札説明書様式-1 入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）」を提出した全ての者に、随時メール等により通知する。

6 入札への参加について

この入札に参加しようとする者は、あらかじめ、宮崎労働局ホームページ又は電子調達システムから仕様書等を入手すること。

また、仕様書等を入手した場合は、必ず「入札説明書様式-1 入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）」を提出すること。

- (1) 競争参加資格確認関係書類（入札参加届等）の提出期限

令和8年9月7日（月）17時00分

- (2) 提出書類

ア 電子調達システム及び紙入札による方式とも、次の書類を提出すること。

(ア) 入札参加届（兼自己申告書）（入札説明書様式-2）

(イ) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

(ウ) 暴力団等に該当しない旨の誓約書、及び役員名簿（入札説明書様式-3）

(エ) 性能等証明書（入札説明書様式-4）及び確認できる書類（カタログの写し等）

イ 紙入札による場合は、上記アのほか、次の書類を併せて提出すること。

電子入札案件の紙入札方式での参加について（入札説明書様式-5）

- (3) 提出方法及び提出場所

ア 電子調達システムによる場合

上記（2）に示す書類をスキャナ等により電子データ化させて電子調達システムにより送信すること。

電子調達システムのURL <https://www.p-portal.go.jp>

イ 紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）により、上記5（1）イの場所に提出すること。

7 入札書の提出について

- (1) 提出期限

令和8年9月7日（月）17時00分

- (2) 提出書類

ア 電子調達システムによる入札書の提出

入札書と併せて入札金額内訳書（任意の様式）も提出すること。

電子調達システムにより入札する場合、通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間に余裕をもつて行うこと。入札書の提出期限に遅れた入札は一切認めない。

代理人が電子調達システムにより入札に参加する場合は、当該システムで定める委任の手続きをあらかじめ終了しておかなければならない。また、電子調達システムにおいては、復代理人による入札は認めない。

イ 紙による入札書の提出

(ア) 入札書（入札説明書様式-6）

- (イ) 入札金額内訳書（任意の様式）
- (ウ) 代理人により紙入札をする場合には、委任に関する届出書（入札説明書様式-7）
- (3) 提出方法及び提出場所
上記6（3）と同様とする。

8 落札者の決定方法

総合評価落札方式とする。

ア 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、競争参加資格及び仕様書の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、「入札説明書様式-5 性能等証明書」が当局による審査の結果合格した者のうち、「入札説明書別添 自動車の性能に関する審査要領」に規定する「総合評価点の計算方法」により得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者が次に該当する場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。

- ① その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適当であると認められる場合
- ② 当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる場合

イ 落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当局が用意した入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

9 開札の日時及び場所

- (1) 開札日時
令和8年9月8日（火）10時00分
- (2) 開札場所
宮崎労働局総務部総務課会議室

10 総合評価に関する事項

- (1) 業務内容の仕様
仕様書のとおりとする。
- (2) 総合評価に関する事項及び方法
仕様書別添「自動車の性能に関する審査要領」のとおりとする。

11 その他

- (1) 入札結果の公表
落札者が決定したときは、入札結果は、落札者の氏名、住所及び落札金額等の落札結果について公表するものとする。
- (2) 入札に係る注意事項
 - ア 開札は、指定した場所及び日時に行う。
 - イ 次に該当する場合の入札は、無効とする。
 - (ア) 指定した日時までに、指定の場所に到達しない入札
 - (イ) 紙入札方式によっては記名のない入札書又は要領を得ない入札書
 - (ウ) 紙入札方式によっては他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - (エ) 本注意事項の各号に反する入札

(オ) その他、担当官において入札書が不完全と認められた場合

(カ) 上記6 (2) ア (ウ) の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(キ) 競争参加資格のない者及び入札条件に違反した者の提出した入札書

ウ 上記8の落札方法により落札となるべき同数値の入札をしたものがあるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。

エ 再度入札

(ア) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。

(イ) 紙による入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札は辞退したものとみなす。

(ウ) 再度入札は、当初の入札と同じ方法（電子入札の場合は電子入札、紙入札の場合は紙入札）で行わなければならない。

(3) 仕様書の手交を受けるにあたっての注意事項

この入札に関して担当官が手交する仕様書は、この入札に係る競争参加資格を満たした者のうち、入札に参加しようとする者に対して、調達品目の仕様に関する具体的な情報を提供する手段として作成しているものであるため、目的を遂行することのほかに複製することを禁ずる。

(4) 契約関係書類の真正性の確保

押印が省略された契約関係書類が提出された場合は、以下のように取り扱う。

なお、契約書の押印は省略ができないので留意すること。

ア 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。

イ 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

ウ 「契約書（案）」は、確定したものではなく、契約の相手方決定後、協議の上決定することとする。

12 入札等に関する問い合わせ先

〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階

宮崎労働局総務部総務課会計第一係

電話番号：0985-38-8820

メールアドレス：miyazakikaikei@mhlw.go.jp

◎ 様式等

- ・ 入札説明書様式-1 入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）
- ・ 入札説明書様式-2 入札参加届（兼自己申告書）
- ・ 入札説明書様式-3 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- ・ 入札説明書様式-4 性能等証明書
- ・ 入札説明書様式-5 電子入札案件の紙入札方式での参加について
- ・ 入札説明書様式-6 入札書（紙入札方式用）
- ・ 入札説明書様式-7 委任に関する届出書（紙入札方式用）
- ・ 入札金額内訳書（任意様式）
- ・ 別冊 仕様書
- ・ 仕様書別添 自動車の性能に関する審査要領

（以下余白）

入札関係書類受領書 （電子入札・紙入札共通）

入札関係の書類をホームページ又は電子調達システムからダウンロードした場合には、本票の下記太枠にご記入の上、メール又は郵送により必ずご提出ください。

ご提出がない場合、仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各種のご連絡ができないおそれがあります。

＜宛 先＞

〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階
宮崎労働局総務部総務課 会計第1係
MAIL : miyazakikaikei@mhlw.go.jp

入札案件 名称	令和8～12年度 宮崎労働局業務用自動車賃貸借業務 一式
---------	----------------------------------

受領日 (ダウンロード日)		令和 年 月 日
事業所	名称	
	所在地	
担当者	氏 名	
	電話番号	
	メールアドレス	
参加入札方式（予定）		☐ 電子調達システム ☐ 紙入札

（いずれかにチェック）

入札参加届(兼自己申告書)
【電子入札・紙入札共通】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長 殿

届出人 住 所
名 称
入札有資格者氏名

私は、入札説明書に基づき、次のとおり、宮崎労働局が行う入札に参加することを届け出ます。
 なお、この届出に虚偽があった場合、契約解除・損害賠償の請求等について、契約後であっても一切異議は申し立てません。

【届出事項】

- 1 入札件名 令和8～12年度 宮崎労働局業務用自動車賃貸借業務 一式
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について
- (1) 令和7・8・9年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）
【 役務の提供等 】 の等級 () 等級
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい ・ いいえ
- (3) 入札参加届等書類（証明書等）及び添付書類に虚偽の事実を記載していない。
はい ・ いいえ
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していない。 はい ・ いいえ
- (5) 社会保険等に参加し、入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がない。
（労働者災害補償保険及び雇用保険については、直近2保険年度の保険料の滞納がない。）
はい ・ いいえ
- (6) 入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省所管法令違反により、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けていない。
また、厚生労働省から指名停止の措置を受けていない。
はい ・ いいえ
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用している、又は障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる。
はい ・ いいえ
- (8) 過去1年以内に、宮崎労働局の所管した委託事業において、信頼関係を築くことが困難であって当該委託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。
はい ・ いいえ

【添付書類】

- ①資格審査結果通知書（厚生労働省一般競争（指名競争）参加資格）の写し

暴力団等に該当しない旨の誓約書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名

代表者名

生年月日（個人の場合のみ）

年 月 日生

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料（入札説明書様式-3別添、又は任意の様式にて作成したもの）を添付すること。

入札説明書様式-3 別添

法人（個人）名：_____

[illegible]

令和8～12年度 宮崎労働局業務用自動車賃貸借業務一式に係る性能等証明書

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

「令和8～12年度 宮崎労働局業務用自動車賃貸借業務一式」に係る入札について、下記のとおり相違ないことを証明します。

1 仕様書の適合性

類型		小型乗用車①	小型乗用車②	適否	備考
年式		新車		適・否	
駆動方式		F F	4WD	適・否	
台数		4台	1台	適・否	
総排気量		996cc～1,500cc		適・否	
車両重量		1,500kg以内		適・否	
全長		4,700mm以内		適・否	
全幅		1,700mm以内		適・否	
全高		2,000mm以内		適・否	
最低地上高			180mm以上	適・否	
荷室		分割可倒式リアシート		適・否	
乗車定員		5名		適・否	
トランスミッション		CVT(無段変速オートマチック)		適・否	
主要燃費対策		ハイブリッド自動車		適・否	
使用燃料		無鉛レギュラーガソリン		適・否	
車体の色		シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの		適・否	
内装(シート)		フロントシートはセパレート型(1席ずつ分かれている)であること		適・否	
冬期	スタッドレスタイヤ装着	無	有	適・否	
		有の場合、夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを4本用意すること。シーズン毎の交換及びシーズンオフの保管については別途労働局と協議する。			適・否
環境性能	排ガス性能	平成30年排出ガス規制50%低減レベル適合車		適・否	
	燃費性能	環境物品等の調達に関する基本方針(令和8年2月)に示された燃費基準に適合すること		適・否	
装備	エアバックシステム	運転席及び助手席		適・否	
	アンチロックブレーキ	全車に装備		適・否	
	ETC2.0/ETC車載器	無	有(セットアップ作業の実施を含む)	適・否	
	空調	オート又はマニュアルエアコン		適・否	
	カーナビゲーション (純正品又は同等品に限る)	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型、セットアップ作業実施を含む		適・否	
		納品から3年間に1回は地図データを無償更新することとし、受託者において更新作業及び更新SDカードを用意すること		適・否	
	テレビ受信機能	無		適・否	
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可		適・否	
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可		適・否	
	ドライブレコーダー (純正品又は同等品に限る)	前後方2カメラ、ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること		適・否	
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること		適・否	
	パワーウィンドウ	最低でも運転席及び助手席側に装備していること		適・否	
キーレスエントリー		スマートキーでなくても可		適・否	
フロアマット		前席、後席分		適・否	

	付属品等	停止表示盤、標準工具、スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット	適 ・ 否	
	ドアミラー	自動格納機能があること	適 ・ 否	
安 全 装 備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること	適 ・ 否	
自動車保険		仕様	適否	備考
加入対象台数		5台	適 ・ 否	
補償内容	対人賠償保険	無制限（免責なし）	適 ・ 否	
	対物賠償保険	無制限（免責5万円）	適 ・ 否	
	車両保険（一般型）	リース車両を補償できる額（一般型）（免責10万円）	適 ・ 否	
特約 その他	対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること		適 ・ 否	
	運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること		適 ・ 否	
	弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること		適 ・ 否	
	リースカー車両費用特約付きであること		適 ・ 否	
	リースカー車両費用に関する修理費優先払い特約付きであること		適 ・ 否	
	年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員（公務中のみ）に限定する		適 ・ 否	
	人身傷害保険、無保険車傷害保険、対人臨時費用については、不担保とする		適 ・ 否	
	仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは不可である		適 ・ 否	
	保険を使用しない場合における示談交渉等の専門情報の提供及び助言並び事故受付対応を行うこと		適 ・ 否	
	加害事故のほか、自損及び被害事故についても別途定める様式により速やかに事故報告書を作成し、事故当事者が所属する労働局に提出すること		適 ・ 否	

業務内容等	仕様	適否	備考
賃貸借期間	令和9年4月1日から令和13年3月31日までの48か月間とする。	適 ・ 否	
納車場所	仕様書別紙2のとおり	適 ・ 否	
納車計画	仕様書別紙3を記載し、労働局に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制（整備工場等）を構築すること	適 ・ 否	
納車の対応	賃貸借期間の開始日までに車両登録等の手続を行うとともに、労働局職員と納車日等について調整を行い、指定の場所に納車すること ※期日までに納車ができない場合は、受託者の負担において、あらかじめ賃貸借車両と同等程度の車両を代車として用意すること。	適 ・ 否	
車両の運用等	仕様書6（3）～（7）のとおり運用等を行うこと	適 ・ 否	

業務実施体制等	仕様	適否	備考
実施体制	本業務の実施に当たっては、統括管理者を1名おくこと。統括管理者は、本業務全体を統括し、必要な意思決定を行い、他の事業所の業務を把握し、進捗管理、他の事業所への指導等を行うこと。また、労働局との連絡調整等を担当すること。	適 ・ 否	
管理体制	本業務の作業の進捗状況等を報告するため、仕様書別紙4を作成し、労働局に提出すること。提出後、「作業計画書」に変更が生じた場合には、速やかに変更後の「変更作業計画書」を提出すること。	適 ・ 否	

その他	仕様	適否	備考
自動車維持に係る費用	仕様書別紙5については、受託者の負担とすること	適 ・ 否	
配備換え	納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受託者は、配備換え後においても、仕様書に基づき必要な対応を行うこと。	適 ・ 否	
秘密保持	業務遂行上知り得た労働局に関する情報については、漏洩しないこと	適 ・ 否	
疑義	本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに労働局と協議の上、その指示に従うこと	適 ・ 否	

2 自動車性能の適合性

	小型乗用車①	小型乗用車②
車名		
型式		
燃費値（※）		

※1：燃費値については、W L T Cモードによる値を記載すること。
※2：上記車種が仕様を満たしていることを確認できる書類（カタログの写し等）を添付すること。

(労働局記入欄)

「環境性能（燃費値）に対する得点」 =

100 + 50 ×

小型乗用車①の燃費値

燃費基準値

—

燃費基準値

× 4台 +

100 + 50 ×

小型乗用車②の燃費値

燃費基準値

—

燃費基準値

× 1台 =

「環境性能（燃費値）に対する得点」 =

()

— *1 ()

*2 ()

× 4台 +

()

— *1 ()

*2 ()

× 1台 =

(小数第2位を四捨五入)

※1 環境物品等の調達に関する基本方針 自動車等表2の区分による燃費基準値

※2 ※1と同数値となる

入札説明書様式-5

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長 殿

届出人

住 所

名 称

入札者名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式で参加いたします。

記

1 入札案件名

令和8～12年度 宮崎労働局業務用自動車賃貸借業務 一式

2 電子調達システムでの参加ができない理由

入 札 書（ 紙 入 札 業 者 用 ）

調達件名 令和8～12年度 宮崎労働局業務用自動車賃貸借業務一式

入札金額 ￥

(消費税及び地方消費税は含まない。)

電子くじ番号

--	--	--

※電子くじ番号欄には、落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の任意の3ケタを必ず記載すること。

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾のうえ入札します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名又は代理人の氏名

委任に関する届出書

【紙入札方式用】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長 殿

届出人 住 所
名 称

入札有資格者氏名

[illegible]

記

1 委任事項

- (1) 入札書の記入に関する事項
- (2) 入札書の提出に関する事項
- (3) その他、入札の場において、有資格者がなすべき事項

2 委任案件

「令和８～１２年度 宮崎労働局業務用自動車賃貸借業務 一式」の入札事案について委任する。

最近の物価高を踏まえ、厚生労働省は、 価格交渉に誠実に対応します。 まずはお気軽にご相談ください。

価格交渉をすることで不利益を受けることはありません！

- 1 最低賃金額の改定や物価上昇に適切に対応することが、政府方針として閣議決定されています。
- 2 厚生労働省では、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を適切に価格転嫁できるよう、契約締結後の価格交渉に応じています。
- 3 現在の契約金額では、十分な価格転嫁ができない等、お困りのことがありましたら、各契約担当者までお気軽にご相談ください。

こんな時は、契約に関する通報窓口にご相談ください！

例

- 1 コストが上昇したため、価格交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

例

- 2 発注量減少や取引停止が不安で、価格交渉を申し出にくい。

例

- 3 価格交渉の結果、必要な価格転嫁がなされなかった。

契約に関する通報窓口 お問い合わせ先

担当 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

E-mail keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp

FAX 03-3595-2121



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省宮崎労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare

令和 8 ～12 年度
宮崎労働局業務用自動車賃貸借業務一式
仕様書

令和 8 年 8 月
宮崎労働局

- 1 件名
令和 8～12 年度 宮崎労働局業務用自動車賃貸借業務一式
- 2 業務概要
宮崎労働局において、業務を実施するために必要となる自動車の賃貸借を行う。
- 3 賃貸借期間
令和 9 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 48 月。
- 4 契約方法
一般競争入札（総合評価落札方式）
（仕様書別添「自動車の性能に関する審査要領」に基づき得点を算出する）
- 5 調達内容
 - （1）自動車の仕様
別紙 1に掲げる基準を満たす新車であること。
 - （2）賃貸借台数
小型乗用車 5 台
 - （3）納車場所
別紙 2のとおり。
 - （4）自動車保険の加入
ア～ウを満たす保険に加入すること。
 - ア 保険の種類
自動車保険（フリート契約）
 - イ 補償内容
 - （ア）対人賠償保険（1 名につき） 無制限（免責なし）
 - （イ）対物賠償保険（1 件につき） 無制限（免責 5 万円）
 - （ウ）車両保険（一般型） リース車両を補償できる額（免責 10 万円）
 - ウ 特約その他
 - （ア）対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。
 - （イ）運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。
 - （ウ）弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。
 - （エ）リースカー車両費用特約付きであること。
 - （オ）リースカー車両費用に関する修理費優先払い特約付きであること。
 - （カ）年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員（公務中のみ）に限定する。
 - （キ）人身傷害保険、無保険車傷害保険、対人臨時費用については、不担保とする。
 - （ク）仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは不可である。
 - （ケ）保険を使用しない場合における示談交渉等の専門情報の提供及び助言並びに事故受付対応を行うこと。

(コ) 加害事故のほか、自損及び被害事故についても受託者と協議し決定した様式により速やかに事故報告書を作成し、宮崎労働局総務課に提出すること。

- (5) 自動車の状況
別紙2のとおり。

6 業務内容

(1) 納車計画等

契約締結後、速やかに事業所・整備工場等一覧表（別紙3）を作成し、労働局に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制（整備工場等）を構築すること。

なお、事業所は、労働局との連絡調整を行う担当者の所属する支社等を想定しているが、労働局との連絡調整を行うことができるのであれば、支社ではなく本社や、整備工場が労働局との連絡調整も担うことも必要な体制が構築されていると判断する。

(2) 納車の対応

賃貸借期間の開始日までに車両登録の手続きを行うとともに、労働局職員と納車日等について調整を行い、指定の場所に納車すること。

また、納車時に引渡書（受託者所定の様式で可。）を労働局職員へ提出し、車両の点検を受けること。

期日までに納車ができない場合は、受託者の負担において、あらかじめ賃貸借車両と同等程度の車両を代車として用意すること。（上記5（4）の自動車保険に加入すること。）

(3) 継続検査及び定期点検時の対応

継続検査、法定12か月点検及び6か月安全点検の実施にあたっては、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、適時適切に必要な点検等を行うとともに、必要に応じて、以下の消耗品の交換等を実施すること。

ア 一般消耗品部品交換（ワイパーゴム、プラグ等、パンク修理含む）

イ エンジンオイル交換（年2回、6か月安全点検ごと）

ウ オイルエレメント交換（年1回）

エ エアフィルター交換（年1回）

オ バッテリー交換・補充（必要回数）

カ タイヤ交換（必要本数）

なお、継続検査及び定期点検時以外の場合においても、労働局職員から通常使用による消耗部品の交換等の依頼があったときは、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

また、検査終了後に検査証（受託者所定の様式で可。）を労働局職員へ提出し、車両の点検を受けること。

(4) 車両故障・不具合発生時の対応

労働局職員から、同職員等の責任によらない車両の故障や不具合に係る連絡があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

また、労働局職員よりタイヤ・ワイパーの交換依頼があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うとともに、バッテリーのチェックや関連部分の点検も併せて実施すること。

(5) 点検修理時の代車に係る対応

上記(3)及び(4)の対応を完了するために2開庁日以上の時間を要することが見込まれる場合には、受託者の負担において、あらかじめ賃貸借車両と同等程度の車両を代車として用意すること。

(6) 事故の処理に係る対応

事故が発生した場合には、以下のとおり対応すること。

ア 事故の受付及び対応

(ア) 事故発生時において、事故処理専門要員による事故受付を行い、事故対応の指示等を行うこと

(イ) 事故の内容によっては必要に応じて現場確認を行うこと

イ 事故処理及び報告

事故処理状況については、労働局へ随時報告を行い、労働局が求めた場合は、事故内容及び進捗状況について迅速に回答できるようにすること。

ウ 示談書等の作成

事故の相手方との示談については、あらかじめ労働局総務部総務課と調整の上、交渉を進めるものとし、示談書・免責証書を作成する場合においては、事前にその内容を報告し了解を得ること。

また、示談書の様式は必ず当事者の双方が記名押印できるものとする。

エ 損害資料及び示談書の提出

労働局が求めるときは、下記資料、書類等を提出すること。

(ア) 損害調査報告書(損害査定額その他、相手方の損害明細、損害状況が確認できる写真等の提出含む)

(イ) 関係書類(車検証、交通事故証明書、治療証明書、修理見積書、請求書、委任状、車両保有の申立書等)

(ウ) 過失割合に関する意見書(根拠となる判例等の提示を含む)

(エ) 損害賠償金精算明細書及び損害賠償内容説明書(根拠となる判例等の提示を含む)

(オ) 加害事故に係る相手との交渉経過

オ その他

(ア) 本仕様書に定めるもの以外の担保、補償及びサービスの範囲を縮小する等の特約を付帯することはできない。

(イ) 本仕様書に定めのない事項は、自動車総合保険普通保険約款に準じる各保険会社約款(※)によるものとする。

※ 対人・対物の示談交渉サービス付きの条件を満たす内容であれば約款名称は問わない。

(7) その他

車両の運用等を行うに当たっては、労働局の業務等に支障が生じないように、労働局職員と十分に調整すること。

7 業務実施体制

(1) 実施体制

本業務の実施に当たっては、統括管理者を1名おくこと。統括管理者は、本業務全体を統括し、必要な意思決定を行い、他の事業所の業務を把握し、進捗管理、他の事業所への指導等を行うこと。また、労働局との連絡調整等を担当すること。

(2) 管理体制

本業務の「作業計画書及び報告書」(別紙4)を作成し、労働局に提出すること。提出後、「作業計画書」に変更が生じた場合には、速やかに変更後の「変更作業計画書」を提出すること。

8 その他

- (1) 自動車維持に係る費用(別紙5)については、受託者の負担とすること。
- (2) 納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受託者は、配備換え後においても、本仕様書に基づき必要な対応を行うこと。
- (3) 業務遂行上知り得た労働局に関する情報については、漏洩しないこと。
- (4) 契約期間終了後は、速やかに車両を回収することとし、当該費用も受託者が負担すること。
- (5) 本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに労働局と協議の上、その指示に従うこと。
- (6) 細部について協議すべき事項が生じた場合は、その都度労働局と協議するものとする。

9 検査

- (1) 仕様書に則って、納入成果物(「作業計画書及び報告書」(別紙4))を提出すること。その際、労働局の指示により、全数検査又はサンプル検査を行い、品質保証を客観的に証明する資料(引渡書、検査証明、事故報告書等)を、納入成果物と併せて提出すること。
- (2) 検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品が生じた場合、受託者は直ちに当該納入成果物を引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに、修正が反映された成果物をすべて納入すること。

10 問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

【宮崎労働局 総務部 総務課 会計第一係 電話番号：0985-38-8820】

11 競争参加資格(応募要件)

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 7・8・9 年度厚生労働省競争参加資格（全省統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札提出期限の直近 2 年間（オ及びカについては 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。

ア 厚生年金保険

イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

ウ 船員保険

エ 国民年金

オ 労働者災害補償保険

カ 雇用保険

注) 各保険料のうち オ 及び カ については、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について、滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

(5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(7) 厚生労働省から業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(8) 過去 1 年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

(9) 過去 1 年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

(10) 過去 1 年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成 29 年 1 月 20 日付け基発 0120 第 1 号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記 3、平成 31 年 1 月 25 日付け基発 0125 第 1 号「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」記の 3 に基づく企業名の公表をされていないこと。

(11) その他予算決算及び会計令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

※労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭

素中毒症に関する特別措置法

12 再委託に関する事項

- (1) 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。
- (3) 委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を労働局に申請し、承認を受けること。
- (4) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと

13 支払い

- (1) 支払いは、毎月の業務完了検査後、適正な請求書を受理してから30日以内に受託者指定の金融機関口座に振り込み払いすることとする。
- (2) 請求書の宛名は「官署支出官 宮崎労働局長」とすること。
- (3) 請求書の日付は作成日とすること。

14 担当者連絡先

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階
宮崎労働局 総務部 総務課 会計第一係
電話番号：0985-38-8820
メール：miyazakikaikei@mhlw.go.jp

令和8～12年度 宮崎労働局業務用自動車賃貸借業務一式 仕様書

類型		小型乗用車①	小型乗用車②
年式		新車	
駆 動 方 式		F F	4 W D
台 数		4 台	1 台
総 排 気 量		996cc～1,500cc	
車 両 重 量		1,500kg以内	
全 長		4,700mm以内	
全 幅		1,700mm以内	
全 高		2,000mm以内	
最 低 地 上 高			180mm以上
荷 室		分割可倒式リアシート	
乗 車 定 員		5 名	
トランスミッション		CVT(無段変速オートマチック)	
主要燃費対策		ハイブリッド自動車	
使 用 燃 料		無鉛レギュラーガソリン	
車 体 の 色		シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの	
内装（シート）		フロントシートはセパレート型(1席ずつ分かれている)であること	
冬期	スタッドレスタイヤ装着	無	有
		有の場合、夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを4本用意すること。シーズン毎の交換及びシーズンオフの保管については別途労働局と協議する。	
環境性能	排ガス性能	平成30年排出ガス規制50%低減レベル適合車	
	燃費性能	環境物品等の調達に関する基本方針（令和8年2月）に示された燃費基準に適合すること	
	エアバックシステム	運転席及び助手席	
	アンチロックブレーキ	全車に装備	
	ETC2.0／ETC車載器	無	有（セットアップ作業の実施を含む）
	空調	オート又はマニュアルエアコン	

装 備	カーナビゲーション (純正品又は同等品に限る)	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型、セットアップ作業実施を含む 納品から3年間に1回は地図データを無償更新することとし、受託者において更新作業及び更新SDカードを用意すること
	テレビ受信機能	無
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可
	ドライブレコーダー (純正品又は同等品に限る)	前後方2カメラ、ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること
	パワーウィンドウ	最低でも運転席及び助手席側に装備していること
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可
	フロアマット	前席、後席分
	付属品等	停止表示盤、標準工具、スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット
	ドアミラー	自動格納機能があること
安 全 装 備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること

通番	官署名	納車住所	配備車両	年間見込走行 距離（年・km）
1	都城公共職業安定所	都城市上町 2 街区 1 1 号 都城合同庁舎	①	2,158km
2	日向公共職業安定所	日向市北町 2 - 1 1	①	1,755km
3	日南公共職業安定所	日南市吾田西 1 丁目 7 番 2 3 号	①	2,085km
4	延岡公共職業安定所	延岡市大貫町 1 丁目 2 8 8 5 - 1 延岡労働総合庁舎	①	4,492km
5	都城労働基準監督署	都城市上町 2 街区 1 1 号 都城合同庁舎	②	9,756km

通番	官署名	納車住所	事業所				整備工場			
			名称	担当者	所在地	電話番号	名称	担当者	所在地	電話番号
1	都城公共職業安定所	都城市上町2街区11号 都城合同庁舎	〇〇支店	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇会社	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
2	日向公共職業安定所	日向市北町2-11								
3	日南公共職業安定所	日南市吾田西1丁目7番23号								
4	延岡公共職業安定所	延岡市大貴町1丁目2885-1延岡労働総合庁舎								
5	都城労働基準監督署	都城市上町2街区11号 都城合同庁舎								

都度列を追加

※予定はセルを黄色に色づけすること

通番	官署名	社名	車名	車両 ナンバー	登録番号	登録年月日	納車日	安全点検日	法定点検日	継続検査	備考
1	都城公共職業安定所			〇〇〇	〇〇〇						〇年〇月〇日車両故障対応内容は別紙〇のとおり
2	日向公共職業安定所										
3	日南公共職業安定所										
4	延岡公共職業安定所										
5	都城労働基準監督署										

事故対応等を行った場合は備考欄にその旨記載するとともに事故報告書を別紙とすること。

○ リース代金に含める項目

車両費用	車両代金	
	登録諸費用	車庫証明、納車費用含む
	環境性能割	
	自動車税	契約期間中対応
	自動車重量税	契約期間中対応
自動車損害賠償責任保険料		契約期間中対応
任意保険料	対人賠償保険	無制限（免責なし）
	対物賠償保険	無制限（免責 5 万円）
	人身傷害保険	不担保
	無保険車傷害保険	不担保
	対人臨時費用	不担保
	車両保険	リース車両を補償できる額（一般型）（免責額10万円）
	特約その他	① 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。
		② 運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。
		③ 弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。
		④ リースカー車両費用特約付きであること。
		⑤ リースカー車両費用に関する修理費優先払い特約付きであること。
		⑥ 年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員（公務中のみ）に限定すること。
		⑦ 保険を使用しない場合における示談交渉等の専門情報の提供及び助言並び事故受付対応を行うこと。
		⑧ 加害事故のほか、自損及び被害事故についても別途定める様式により速やかに事故報告書を作成し、事故当事者が所属する労働局に提出すること。
メンテナンスサービス	継続車検整備	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	1 2 か月点検	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	6 か月点検	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	事故修理	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	一般修理・故障修理	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	一般消耗品部品交換	パンク修理含む
	エンジンオイル交換	必要回数
	オイルエレメント交換	必要回数
	エアフィルター交換	必要回数
	バッテリー交換・補充	必要回数
	タイヤ交換	シーズン交換・必要本数
	点検修理時の代車	2 日以上の法定整備及び故障整備の際に対応

自動車の性能に関する審査要領

1. 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件をすべて満たしていること。

2. 総合評価点の計算方法

- ① 総合評価点(※1)＝環境性能（燃費値）に対する得点÷入札価格に対する得点(※2)とする。
- ② ①の「環境性能（燃費値）に対する得点」とは、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点（100点）を与え、さらに、環境性能（燃費値）について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）」第6条による「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月）」の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

加算点は、50点を満点とし、入札者が納品しようとする自動車の環境性能が、仕様を満たす市販車の最高水準にあるもの（燃費目標値）と燃費基準値の間のどの位置にあるのかをもって評価する。具体的には、以下のとおりとする。

※1 総合評価点は、計算後、小数点第四位を四捨五入する。

※2 入札価格に対する得点は、1万円を1点とし、千円以下は四捨五入する。

$$\begin{array}{l} \text{環境性能（燃費値）} \\ \text{に対する得点} \end{array} = \text{標準点} + \left\{ \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}} \right\}$$

これを踏まえた本入札に係る加算点の算定方法は以下のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{環境性能（燃費値）} \\ \text{に対する得点} \end{array} = 100 + \left\{ 50 \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費基準値}} \right\}$$

つまり、「環境性能（燃費値）」に対する得点は、以下で算出することとなる。

「環境性能（燃費値）」に対する得点＝

【仕様書 小型乗用車①】（100＋加算点）× 4台

【仕様書 小型乗用車②】（100＋加算点）× 1台

3. 自動車の燃費値の算定方法

WLTCモードによる燃費を使用するものとする。

契 約 書 (案)

1. 件 名 令和8～12年度 宮崎労働局業務用自動車賃貸借業務 一式
2. 履行期限又は契約期間 令和9年4月1日から令和13年3月31日まで
3. 契約金額 別表のとおり
4. 履行場所 仕様書のとおり
5. 契約保証金 免除

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、令和8～12年度
宮崎労働局業務用自動車賃貸借業務 一式（以下「業務」という。）に関し、別記条項に
より契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 宮崎県宮崎市橘通東3丁目1番22号
支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長 小森 康正

乙

契 約 条 項

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、別添仕様書に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(費用負担)

第3条 本契約書に別に定めるものを除き、乙が本契約を履行する上で要する一切の費用は、甲の負担とする。

(再委託)

第4条 乙は、業務の全部を第三者に再委託することはできない。ただし、契約金額に占める再委託契約金額の割合が50%未満である場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

2 乙は、業務の一部を再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託額が50万円未満の場合には、この限りでない。

なお、この場合に乙は、再委託者の行為についてすべての責任を負うものとし、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書の規定を準用して再委託者と約定しなければならない。

3 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めたときはこれに応じなければならない。

4 乙は、再委託先を変更する場合は、様式2により甲に再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

5 この契約にいう「第三者」「再委託先」とは、特に定めのない限り乙と法人格を異にする者をいい、子会社等資本関係にある者であっても「第三者」「再委託先」に該当するものとする。

(履行体制)

第5条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、前条の手続の際、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を様式3により甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに前条第4項の手続により様式4により甲に承認を求めなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、この限りでない。

- (1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更
- (2) 事業参加者の住所のみの変更
- (3) 契約金額のみの変更

3 前2項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため、乙に対して説明を求めるものとし、乙は速やかにこれに応じなければならない。

(遅滞料)

第6条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が遅滞料の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき乙に賠償請求することを妨げるものでない。

(納期の無償延期)

第7条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、前条第1項の規定にかかわらず、遅滞料を免除する。

(監督)

第8条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第9条 甲は乙から納品書の提出を受けた後、速やかに検査を行うものとする。この場合において、乙の履行内容が甲の行う審査に合格しないときは、乙は甲の指示により現品の取り替え及び修正等の対応措置を講ずるものとする。その場合に発生する費用等は全て乙の負担とする。

(契約金額の支払)

第10条 乙は、検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅延利息)

第 11 条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、前条第 2 項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 12 条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第 13 条 乙は、本契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、本契約によって知得した内容を保護するために必要な措置を講じなくてはならない。

(契約の解除等)

第 14 条 甲は、いつでも自己の都合によって、本契約を解除することができる。

2 乙が本契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でも本契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を乙に納付させるものとする。

3 乙が前項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 第 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(危険負担)

第 15 条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、他に定める場合を除き、甲が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、本契約の履行に着手後、第 14 条第 1 項の規定による契約解除により損害が生じたときは、甲の意思表示があった日から 10 日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認めた金額を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 17 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(3) 乙が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。なお、甲が契約に際し当該書類を求めている場合は除く。

(4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(5) 第 3 項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第 1 項第 3 号又は第 4 号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 18 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当することとなったときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、

契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があったときは変更後の額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（３）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（４）乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑が確定したとき。

（５）前条第 1 項第 3 号、第 4 号又は第 5 号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 乙が第 1 項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

（属性要件に基づく契約解除）

第 19 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 20 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為があったと認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 21 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 22 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由なく前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 23 条 第 19 条、第 20 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において甲は、これにより乙に生じた損害について何ら賠償することを要せず、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第 24 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第 25 条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省法令違反に係る契約解除)

第 26 条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用者が第 1 号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省法令違反に係る違約金)

第 27 条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があったときは変更後の額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 乙が第 1 項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(契約の内容に適合しない場合の措置)

第 28 条 甲は、第 9 条に規定する検査に合格した納入後において、当該納入が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から 1 年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第 2 号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第 1 号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(契約金額内訳書の提出)

第29条 乙は、本契約締結後、速やかに契約金額の内訳を書面により提出しなければならない。

- 2 前項により提出された内訳書の金額配分が、客観的に判断して合理的でないと判断されるときは、甲は説明を求めることができる。

(条件の変化等に応じた仕様書等及び契約金額の変更)

第30条 甲又は乙は、災害発生時等において緊急的に必要な業務等が発生した場合、業務内容の変更若しくは業務の一時／一部中止が必要であるとみなせる場合、若しくはその他甲又は乙の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる契約金額の変更を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求があったときは、仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる代金の額の変更の可否と金額について、甲と乙とが迅速かつ適切に協議して定める。協議は、請求のあった日から21日以内に完了するものとする。

- 3 前項の規定による協議で変更が可能とされたときは、甲及び乙は仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる代金の額の変更に応じなければならない。

(賃金・物価変動に伴う契約変更の申し入れ)

第31条 甲又は乙は、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動その他の事由により契約金額が不相当となったと認めたときは、甲又は乙に対して契約金額の変更を書面又は電子媒体により請求することができる。ただし、請求のあった日を基準日とし、変更を請求する契約金額は基準日以降の残契約金額が対象となり、残契約期間は基準日から2か月以上なければならない。賃金水準の変動は、公的な指標に基づいて判断するものとする。

- 2 前項の規定による請求があったときは、前項に定める賃金水準の変動を踏まえ、契約金額の変更の可否と変更を可とする場合の金額について甲と乙とが迅速かつ適切に協議して定める。また協議の結果について甲は乙へ遅滞なく書面又は電子媒体により通知しなければならない。協議の結果の通知は、請求のあった日から21日以内に完了するものとする。

(紛争等の解決方法)

第32条 本契約条項又は本契約に定めのない事項若しくは契約条項の解釈について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については宮崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第 33 条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第 6 条、第 13 条、第 14 条第 2 項、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 21 条、第 23 条、第 27 条、第 32 条及び本条はなお有効に存続するものとする。

(以下この頁余白)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 殿

住 所

商号又名称

代表者氏名

再委託に係る承認申請書

令和 8 ～ 12 年度 宮崎労働局業務用自動車賃貸借契約 一式に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 委任する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委任する相手方の業務の範囲
3. 委任を行う合理的理由
4. 委任する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 殿

住 所

商号又名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

令和 8 ～ 12 年度 宮崎労働局業務用自動車賃貸借契約 一式に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

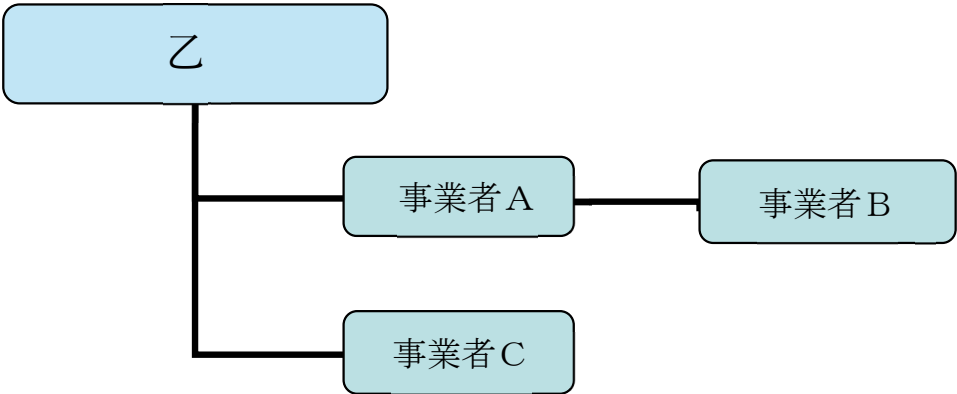
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・ 各事業参加者の事業名及び住所
- ・ 契約金額（丙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・ 各事業参加者の行う業務の範囲
- ・ 業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	〇〇県〇〇市		
B			



令和 年 月 日

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 殿

住 所

商号又名称

代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第5条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

令和 8 ～12 年度
宮崎労働局業務用自動車賃貸借業務一式
仕様書

令和 8 年 8 月
宮崎労働局

- 1 件名
令和 8～12 年度 宮崎労働局業務用自動車賃貸借業務一式
- 2 業務概要
宮崎労働局において、業務を実施するために必要となる自動車の賃貸借を行う。
- 3 賃貸借期間
令和 9 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 48 月。
- 4 契約方法
一般競争入札（総合評価落札方式）
（仕様書別添「自動車の性能に関する審査要領」に基づき得点を算出する）
- 5 調達内容
 - （1）自動車の仕様
別紙 1に掲げる基準を満たす新車であること。
 - （2）賃貸借台数
小型乗用車 5 台
 - （3）納車場所
別紙 2のとおり。
 - （4）自動車保険の加入
ア～ウを満たす保険に加入すること。
 - ア 保険の種類
自動車保険（フリート契約）
 - イ 補償内容
 - （ア）対人賠償保険（1 名につき） 無制限（免責なし）
 - （イ）対物賠償保険（1 件につき） 無制限（免責 5 万円）
 - （ウ）車両保険（一般型） リース車両を補償できる額（免責 10 万円）
 - ウ 特約その他
 - （ア）対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。
 - （イ）運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。
 - （ウ）弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。
 - （エ）リースカー車両費用特約付きであること。
 - （オ）リースカー車両費用に関する修理費優先払い特約付きであること。
 - （カ）年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員（公務中のみ）に限定する。
 - （キ）人身傷害保険、無保険車傷害保険、対人臨時費用については、不担保とする。
 - （ク）仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは不可である。
 - （ケ）保険を使用しない場合における示談交渉等の専門情報の提供及び助言並びに事故受付対応を行うこと。

(コ) 加害事故のほか、自損及び被害事故についても受託者と協議し決定した様式により速やかに事故報告書を作成し、宮崎労働局総務課に提出すること。

- (5) 自動車の状況
別紙2のとおり。

6 業務内容

(1) 納車計画等

契約締結後、速やかに事業所・整備工場等一覧表（別紙3）を作成し、労働局に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制（整備工場等）を構築すること。

なお、事業所は、労働局との連絡調整を行う担当者の所属する支社等を想定しているが、労働局との連絡調整を行うことができるのであれば、支社ではなく本社や、整備工場が労働局との連絡調整も担うことも必要な体制が構築されていると判断する。

(2) 納車の対応

賃貸借期間の開始日までに車両登録の手続きを行うとともに、労働局職員と納車日等について調整を行い、指定の場所に納車すること。

また、納車時に引渡書（受託者所定の様式で可。）を労働局職員へ提出し、車両の点検を受けること。

期日までに納車ができない場合は、受託者の負担において、あらかじめ賃貸借車両と同等程度の車両を代車として用意すること。（上記5（4）の自動車保険に加入すること。）

(3) 継続検査及び定期点検時の対応

継続検査、法定12か月点検及び6か月安全点検の実施にあたっては、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、適時適切に必要な点検等を行うとともに、必要に応じて、以下の消耗品の交換等を実施すること。

ア 一般消耗品部品交換（ワイパーゴム、プラグ等、パンク修理含む）

イ エンジンオイル交換（年2回、6か月安全点検ごと）

ウ オイルエレメント交換（年1回）

エ エアフィルター交換（年1回）

オ バッテリー交換・補充（必要回数）

カ タイヤ交換（必要本数）

なお、継続検査及び定期点検時以外の場合においても、労働局職員から通常使用による消耗部品の交換等の依頼があったときは、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

また、検査終了後に検査証（受託者所定の様式で可。）を労働局職員へ提出し、車両の点検を受けること。

(4) 車両故障・不具合発生時の対応

労働局職員から、同職員等の責任によらない車両の故障や不具合に係る連絡があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

また、労働局職員よりタイヤ・ワイパーの交換依頼があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うとともに、バッテリーのチェックや関連部分の点検も併せて実施すること。

(5) 点検修理時の代車に係る対応

上記(3)及び(4)の対応を完了するために2開庁日以上の時間を要することが見込まれる場合には、受託者の負担において、あらかじめ賃貸借車両と同等程度の車両を代車として用意すること。

(6) 事故の処理に係る対応

事故が発生した場合には、以下のとおり対応すること。

ア 事故の受付及び対応

(ア) 事故発生時において、事故処理専門要員による事故受付を行い、事故対応の指示等を行うこと

(イ) 事故の内容によっては必要に応じて現場確認を行うこと

イ 事故処理及び報告

事故処理状況については、労働局へ随時報告を行い、労働局が求めた場合は、事故内容及び進捗状況について迅速に回答できるようにすること。

ウ 示談書等の作成

事故の相手方との示談については、あらかじめ労働局総務部総務課と調整の上、交渉を進めるものとし、示談書・免責証書を作成する場合においては、事前にその内容を報告し了解を得ること。

また、示談書の様式は必ず当事者の双方が記名押印できるものとする。

エ 損害資料及び示談書の提出

労働局が求めるときは、下記資料、書類等を提出すること。

(ア) 損害調査報告書(損害査定額その他、相手方の損害明細、損害状況が確認できる写真等の提出含む)

(イ) 関係書類(車検証、交通事故証明書、治療証明書、修理見積書、請求書、委任状、車両保有の申立書等)

(ウ) 過失割合に関する意見書(根拠となる判例等の提示を含む)

(エ) 損害賠償金精算明細書及び損害賠償内容説明書(根拠となる判例等の提示を含む)

(オ) 加害事故に係る相手との交渉経過

オ その他

(ア) 本仕様書に定めるもの以外の担保、補償及びサービスの範囲を縮小する等の特約を付帯することはできない。

(イ) 本仕様書に定めのない事項は、自動車総合保険普通保険約款に準じる各保険会社約款(※)によるものとする。

※ 対人・対物の示談交渉サービス付きの条件を満たす内容であれば約款名称は問わない。

(7) その他

車両の運用等を行うに当たっては、労働局の業務等に支障が生じないように、労働局職員と十分に調整すること。

7 業務実施体制

(1) 実施体制

本業務の実施に当たっては、統括管理者を1名おくこと。統括管理者は、本業務全体を統括し、必要な意思決定を行い、他の事業所の業務を把握し、進捗管理、他の事業所への指導等を行うこと。また、労働局との連絡調整等を担当すること。

(2) 管理体制

本業務の「作業計画書及び報告書」(別紙4)を作成し、労働局に提出すること。提出後、「作業計画書」に変更が生じた場合には、速やかに変更後の「変更作業計画書」を提出すること。

8 その他

- (1) 自動車維持に係る費用(別紙5)については、受託者の負担とすること。
- (2) 納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受託者は、配備換え後においても、本仕様書に基づき必要な対応を行うこと。
- (3) 業務遂行上知り得た労働局に関する情報については、漏洩しないこと。
- (4) 契約期間終了後は、速やかに車両を回収することとし、当該費用も受託者が負担すること。
- (5) 本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに労働局と協議の上、その指示に従うこと。
- (6) 細部について協議すべき事項が生じた場合は、その都度労働局と協議するものとする。

9 検査

- (1) 仕様書に則って、納入成果物(「作業計画書及び報告書」(別紙4))を提出すること。その際、労働局の指示により、全数検査又はサンプル検査を行い、品質保証を客観的に証明する資料(引渡書、検査証明、事故報告書等)を、納入成果物と併せて提出すること。
- (2) 検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品が生じた場合、受託者は直ちに当該納入成果物を引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに、修正が反映された成果物をすべて納入すること。

10 問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

【宮崎労働局 総務部 総務課 会計第一係 電話番号：0985-38-8820】

11 競争参加資格(応札要件)

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 7・8・9 年度厚生労働省競争参加資格（全省統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札提出期限の直近 2 年間（オ及びカについては 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。

ア 厚生年金保険

イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

ウ 船員保険

エ 国民年金

オ 労働者災害補償保険

カ 雇用保険

注) 各保険料のうち オ 及び カ については、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について、滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

(5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(7) 厚生労働省から業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(8) 過去 1 年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

(9) 過去 1 年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

(10) 過去 1 年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成 29 年 1 月 20 日付け基発 0120 第 1 号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記 3、平成 31 年 1 月 25 日付け基発 0125 第 1 号「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」記の 3 に基づく企業名の公表をされていないこと。

(11) その他予算決算及び会計令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

※労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭

素中毒症に関する特別措置法

12 再委託に関する事項

- (1) 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。
- (3) 委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を労働局に申請し、承認を受けること。
- (4) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと

13 支払い

- (1) 支払いは、毎月の業務完了検査後、適正な請求書を受理してから30日以内に受託者指定の金融機関口座に振り込み払いすることとする。
- (2) 請求書の宛名は「官署支出官 宮崎労働局長」とすること。
- (3) 請求書の日付は作成日とすること。

14 担当者連絡先

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階
宮崎労働局 総務部 総務課 会計第一係
電話番号：0985-38-8820
メール：miyazakikaikei@mhlw.go.jp

令和 8 ～ 1 2 年 度 宮 崎 労 働 局 業 務 用 自 動 車 賃 貸 借 業 務 一 式 仕 様 書

類 型		小 型 乗 用 車 ①	小 型 乗 用 車 ②
年 式		新 車	
駆 動 方 式		F F	4 W D
台 数		4 台	1 台
総 排 気 量		996cc～1,500cc	
車 両 重 量		1,500kg以内	
全 長		4,700mm以内	
全 幅		1,700mm以内	
全 高		2,000mm以内	
最 低 地 上 高			180mm以上
荷 室		分割可倒式リアシート	
乗 車 定 員		5 名	
トランスミッション		CVT(無段変速オートマチック)	
主要燃費対策		ハイブリッド自動車	
使 用 燃 料		無鉛レギュラーガソリン	
車 体 の 色		シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの	
内装（シート）		フロントシートはセパレート型(1席ずつ分かれている)であること	
冬 期	スタッドレスタイヤ装着	無	有
		有の場合、夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを 4 本用意すること。シーズン毎の交換及びシーズンオフの保管については別途労働局と協議する。	
環 境 性 能	排ガス性能	平成30年排出ガス規制50%低減レベル適合車	
	燃費性能	環境物品等の調達に関する基本方針（令和 8 年 2 月）に示された燃費基準に適合すること	
	エアバックシステム	運転席及び助手席	
	アンチロックブレーキ	全車に装備	
	ETC2.0／ETC車載器	無	有（セットアップ作業の実施を含む）
	空調	オート又はマニュアルエアコン	

装 備	カーナビゲーション (純正品又は同等品に限る)	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型、セットアップ作業実施を含む 納品から3年間に1回は地図データを無償更新することとし、受託者において更新作業及び更新SDカードを用意すること
	テレビ受信機能	無
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可
	ドライブレコーダー (純正品又は同等品に限る)	前後方2カメラ、ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること
	パワーウィンドウ	最低でも運転席及び助手席側に装備していること
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可
	フロアマット	前席、後席分
	付属品等	停止表示盤、標準工具、スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット
	ドアミラー	自動格納機能があること
安 全 装 備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること

通番	官署名	納車住所	配備車両	年間見込走行 距離（年・km）
1	都城公共職業安定所	都城市上町 2 街区 1 1 号 都城合同庁舎	①	2,158km
2	日向公共職業安定所	日向市北町 2 - 1 1	①	1,755km
3	日南公共職業安定所	日南市吾田西 1 丁目 7 番 2 3 号	①	2,085km
4	延岡公共職業安定所	延岡市大貫町 1 丁目 2 8 8 5 - 1 延岡労働総合庁舎	①	4,492km
5	都城労働基準監督署	都城市上町 2 街区 1 1 号 都城合同庁舎	②	9,756km

通番	官署名	納車住所	事業所				整備工場			
			名称	担当者	所在地	電話番号	名称	担当者	所在地	電話番号
1	都城公共職業安定所	都城市上町2街区11号 都城合同庁舎	〇〇支店	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇会社	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
2	日向公共職業安定所	日向市北町2-11								
3	日南公共職業安定所	日南市吾田西1丁目7番23号								
4	延岡公共職業安定所	延岡市大貴町1丁目2885-1延岡労働総合庁舎								
5	都城労働基準監督署	都城市上町2街区11号 都城合同庁舎								

令和8～12年度 宮崎労働局業務用自動車賃貸借業務 作業計画書及び報告書

※予定はセルを黄色に色づけすること

都度列を追加

通番	官署名	社名	車名	車両 ナンバー	登録番号	登録年月日	納車日	安全点検日	法定点検日	継続検査	備考
1	都城公共職業安定所			〇〇〇	〇〇〇						〇年〇月〇日車両故障対応内容は別紙〇のとおり
2	日向公共職業安定所										
3	日南公共職業安定所										
4	延岡公共職業安定所										
5	都城労働基準監督署										

事故対応等を行った場合は備考欄にその旨記載するとともに事故報告書を別紙とすること。

○ リース代金に含める項目

車両費用	車両代金	
	登録諸費用	車庫証明、納車費用含む
	環境性能割	
	自動車税	契約期間中対応
	自動車重量税	契約期間中対応
自動車損害賠償責任保険料		契約期間中対応
任意保険料	対人賠償保険	無制限（免責なし）
	対物賠償保険	無制限（免責 5 万円）
	人身傷害保険	不担保
	無保険車傷害保険	不担保
	対人臨時費用	不担保
	車両保険	リース車両を補償できる額（一般型）（免責額10万円）
	特約その他	① 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。
		② 運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。
		③ 弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。
		④ リースカー車両費用特約付きであること。
		⑤ リースカー車両費用に関する修理費優先払い特約付きであること。
		⑥ 年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員（公務中のみ）に限定すること。
		⑦ 保険を使用しない場合における示談交渉等の専門情報の提供及び助言並び事故受付対応を行うこと。
		⑧ 加害事故のほか、自損及び被害事故についても別途定める様式により速やかに事故報告書を作成し、事故当事者が所属する労働局に提出すること。
メンテナンスサービス	継続車検整備	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	1 2 か月点検	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	6 か月点検	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	事故修理	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	一般修理・故障修理	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	一般消耗品部品交換	パンク修理含む
	エンジンオイル交換	必要回数
	オイルエレメント交換	必要回数
	エアフィルター交換	必要回数
	バッテリー交換・補充	必要回数
	タイヤ交換	シーズン交換・必要本数
	点検修理時の代車	2 日以上の法定整備及び故障整備の際に対応

自動車の性能に関する審査要領

1. 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件をすべて満たしていること。

2. 総合評価点の計算方法

- ① 総合評価点(※1)＝環境性能（燃費値）に対する得点÷入札価格に対する得点(※2)とする。
- ② ①の「環境性能（燃費値）に対する得点」とは、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点（100点）を与え、さらに、環境性能（燃費値）について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）」第6条による「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月）」の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

加算点は、50点を満点とし、入札者が納品しようとする自動車の環境性能が、仕様を満たす市販車の最高水準にあるもの（燃費目標値）と燃費基準値の間のどの位置にあるのかをもって評価する。具体的には、以下のとおりとする。

※1 総合評価点は、計算後、小数点第四位を四捨五入する。

※2 入札価格に対する得点は、1万円を1点とし、千円以下は四捨五入する。

$$\begin{array}{l} \text{環境性能（燃費値）} \\ \text{に対する得点} \end{array} = \text{標準点} + \left\{ \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}} \right\}$$

これを踏まえた本入札に係る加算点の算定方法は以下のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{環境性能（燃費値）} \\ \text{に対する得点} \end{array} = 100 + \left\{ 50 \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費基準値}} \right\}$$

つまり、「環境性能（燃費値）」に対する得点は、以下で算出することとなる。

「環境性能（燃費値）」に対する得点＝

【仕様書 小型乗用車①】（100＋加算点）× 4台

【仕様書 小型乗用車②】（100＋加算点）× 1台

3. 自動車の燃費値の算定方法

WLTCモードによる燃費を使用するものとする。